

広報 なみえ お知らせ版

(平成23年7月15日発行) No.2

浪江町を離れ、避難生活を余儀なくされている町民の皆さんへ、各種情報を届けします。

※7月7日現在の情報を掲載しています。今後、内容等が変更されることがありますので、あらかじめご了承ください。

発行 浪江町災害対策本部

〒964-0904
福島県二本松市郭内一丁目196-1
(福島県男女共生センター内)
TEL 0243-62-0123(代)
FAX 0243-22-4261
<http://www.town.namie.fukushima.jp>



ホームページの情報は携帯でも
ご覧いただくことができます。
QRコードをご利用ください

〈表1〉避難の経緯

3月11日	
午後 2時46分	<ul style="list-style-type: none"> ● 地震発生 ● 大津波が沿岸部を襲う
夜	<ul style="list-style-type: none"> ● 福島第一原子力発電所から半径10km圏内に屋内避退指示
3月12日	
早朝	<ul style="list-style-type: none"> ● 半径10km圏内の住民に避難指示
午前 6時	<ul style="list-style-type: none"> ● 10km圏外への避難決定
午前 9時前	<ul style="list-style-type: none"> ● バスで10km圏外へ避難開始
夕方	<ul style="list-style-type: none"> ● 半径20km圏内に避難指示拡大 ● 津島活性化センター、津島小、津島中、浪江高校津島校などに避難所開設 ● 川俣南小、川俣高校へも避難 ● 災害対策本部を津島支所に移設
3月15日	
早朝	<ul style="list-style-type: none"> ● 二本松市への避難を決定
午後	<ul style="list-style-type: none"> ● 移転開始 ● 二本松市と川俣町の公共施設16カ所に避難所開設
4月5日	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 旅館・ホテルなどへの二次避難開始
5月23日	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 役場機能を福島県男女共生センターに移転

(二) 部抜粹
3月11日午後2時46分に発生した三陸沖を震源とする地震は、我が国の観測史上最大マグニチュード9・0という巨大地震で、これまで経験したことのない長く激しい揺れを伴いました。時をおかず、想像を超える規模の大津波が本町を含む太平洋沿岸に打ち寄せ、南棚塙・請戸・中浜・両竹地区で多くの家屋、そして尊い命が奪われるなど、壊滅的被害をもたらしました。

加えて、東京電力福島第一原子力発電所の事故により放射能漏れが発生し、地震と津波災害で苦しんでいる中、町民全員が県内、県外に避難を余儀なくさ

浪江町議会定例会

町民の皆さんには、十分な情報がない中、避難先における不便な生活、さらには避難生活が長期化するとともに、東京電力からの賠償の見通しや今後の展望が不透明な状況もあり、極めて困難な状況におかれています。と、誠に残念至極であります。

避難の経緯

避難の経緯は〈表1〉のとおりです。

れました。多くの町民が不自由な生活を強いられることは痛恨の極みであります。また、避難指示により津波による行方不明の捜索活動も長期間できない由で、多くの町民の方々が亡くなられたことに、謹んで追悼の誠

避難所の状況
6月21日現在、町が管理している3施設に73名、ほか県内各施設に399名が避難している状況です。
ホテル、旅館などの二次避難所は、208施設に5、443名が避難しています。

■避難所の状況

6月21日現在、町が管理している3施設に73名、ほか県内各施設に399名が避難している状況です。

ホテル、旅館などの二次避難所は、208施設に5、443名が避難しています。

貴状などの思い出の品は、旧針道小学校で縦覧していて、確認ができ次第持ち帰れるようになっています。

〈表2〉 搜索状况

表2) 捜索状況	
4月14日～	福島県警と消防署による捜索開始
4月22日～	重機投入による捜索
5月3日～	自衛隊が捜索に加わる
5月16日、 25日	海上保安庁、海上自衛隊による 海域での捜索
検索結果	遺体発見者数151名（6月20日 現在） 32名が行方不明

■被災者の捜索活動など

いつ帰宅できるのかと焦燥も莫
り、将来の行く末を悲観している
方もいらっしゃると思います。

町としては、国や県の対応を
待つだけでなく、町民の皆さまで
の生活再建を図るために、避難車
後から東京電力に対し、早急な
事故収束と迅速かつ最大限の補
償・賠償を要求するとともに、
国に対し国策の責任者として最
大限の対策を講ずるよう要請し
ました。

■災害給付金などの状況
日本赤十字や共同募金から第一次配分として、浪江町に32億2,000万円配分され、県の義援金から第一次配分として、4億5,000万円が配分されました。町義援金は、6月20日現在、約2億3,800万円となっています。義援金は、一帯につき、国35万円、県5万円、町2万円、合わせて42万円を対象者に振り込みました。

県外選舉者へはホームページ・携帯サイトの運用開始、メルマガジンの実施、また、希望者には電子回覧板を設置する予定で準備を進めています。6月から広報なみえお知らせ版、7月から広報紙を全世帯に配布する予定です。(配付済)

〈表3〉 所在確認状況(6月20日現在)

県内居住者	11,854名
県外居住者	8,789名
合計	20,643名(約96.3%)

なお、義援金の申請状況は、
6月20日現在95%となつていま
す。

■応急仮設住宅（6月21日現在）

月定例会において承認いただきました。6月の中旬には請求をいたしました。なお現地を確認し、1回程度現地を確認し、対象世帯の申請を受けています。損壊した住宅の多くが警戒区域内であります。また、地震で全壊または大規模半壊した世帯に支給される被災者生活再建支援金は、主に航空写真などで全壊が確認できる請戸、中浜、両竹、南棚塙、北幾世橋の一部などを特定して受付を開始し、対象世帯は約600世帯になります。6月20日現在、591世帯の申請を受けています。

また、地震で全壊または大規模半壊した住宅は、現在21世帯の申請を受けています。損壊した住宅の多くが警戒区域内であります。写真または本人の申告で目視によるよう準備しています。なお義援金の死亡、行方不明の方も合わせて請求いただき、支給いたします。

災害弔慰金などの支給は、6月定例会において承認いただきました。7月の中旬には請求をいたしました。なお現地を確認し、1回程度現地を確認し、対象世帯の申請を受けています。損壊した住宅の多くが警戒区域内であります。また、地震で全壊または大規

■警戒区域への一時立ち入り
宅で118戸335名となつて
います。

福島第一原子力発電所から半径20km圏内への立入り希望者の許可にあたっては、国が示した「警戒区域への一時立入り許可基準」に基づき、立入者の選定を行い、原則一世帯1名、特別な事情がある場合は町長の判断で2名まで許可しています。	
■雇用対策関係	
事業は、4月中旬からハローワーク、避難所および二次避難施設などに臨時職員募集に係る掲示を隨時依頼し、被災者の方々へ広報を図りました。6月20日現在16事業で52名の雇用が実現しています。	<表4> 一時立入り状況（6月20日現在）
4月22日に津島地区が警戒区域に指定されたことにより、津島地区の家畜（約1,900頭）を他地区へ移動することを福島県の指導のもと進めています。	一般の立入り 798世帯 1,365名
また、警戒区域の指定を受けた地区は、5月12日付けで警戒区域の指定を受けた。	車の持ち出し 144世帯 143台
	公益 立入り 514件（許可件数）

〈表4〉一時立入り状況（6月20日現在）

一般の立入り	798世帯 1,365名
車の持ち出し	144世帯 143台
公益立入り	514件(許可件数)

■町民窓口・証明業務など

戒区域内の家畜の取扱いについての指示が出されたことから、6月15日に警戒区域内の畜産農家（53戸）に対し、国と県から安樂死措置に関する説明会が開催されました。

■町民窓口・証明業務など

3月11日以来、戸籍住民票の受付窓口が停止していましたが、現在、受付を再開しています。

平成23年度の徴税の賦課は、現在課税を延期しています。

また、町民の災害関連の諸手続きの利便性を図るため、罹災證明書または被災證明書を交付し、6月20日現在、交付件数は罹災證明が15、340件、被災證明が15、742件となっています。

原則として、被災者が一部負担金の免除を受けようとする場合、免除證明書が必要になります。ただし、一部負担金の免除は平成24年2月まで延長となっています。

原則として、被災者が一部負担金の免除を受けようとする場合、免除證明書が必要になります。ですが、国保と後期高齢者医療の場合、この證明書は必要なところ、保険証の提示だけでよいとされています。

国保の保険証は、6月1日に更新し、全被保險者約3,500世帯に郵送しました。

国民年金は、被災者は所得に関係なく保険料が全額免除になりますので、多くの方が免除申請をしている状況です。

国保年金業務

7月から医療機関を受診するときは保険証を提示することになります。ただし、一部負担金の免除は平成24年2月まで延長となっています。

原則として、被災者が一部負担金の免除を受けようとする場合、免除証明書が必要になりますが、国保と後期高齢者医療の場合、この証明書は必要なく、保険証の提示だけでよいとされています。

国保の保険証は、6月1日に更新し、全被保険者約3、500世帯に郵送しました。

国民年金は、被災者は所得に関係なく保険料が全額免除になりますので、多くの方が免除申請をしている状況です。

***保育所の広域入所**

また、多くの高齢者が日本全国に避難していますが、新規の要介護認定は、全国の市町村のご協力をいただき、受付・判定までお願いしています。震災以後の新規申請は、6月20日現在176名です。

■教育行政

5月27日付け
で仮設へき地
診療所として
継続許可をい
ただきました。
今後、避難
住民の方々が
安心して受診
できるよう、
医療の充実を
図るとともに、
診療体制の強
化します。

間八町が代番た 手もノ
（東山道宿場名）

	在籍数	県内	県外
小学校	1,097名	899名	786名
中学校	607名		

※全国 260 市町村、689 校
（ほととぎす区域外就学を記入）

〈表5〉津島診療所の運営

3月12日～15日	津島診療所での診療
3月19日～4月17日	二本松市東和にて仮診療所での診療
4月18日～現在	岳温泉あづま館内での診療
震災後の患者数	4,200名

*就学援助制度

転入学している全国の市区町村に対し、就学援助費の支給は柔軟に対応していただくようお願いしました。

*心のケア相談員の配置

子どもたちやご家族の心のケアの相談業務を行うため、5月2日から3名の相談員を配置しています。相談員は、各避難所を巡回し、避難者の悩みごとなどを聞き、必要な助言や指導を行っています。

生活必需品セット の提供

町では、仮設住宅や県の借り上げ住宅（特例含む）に入居されている方、県内外アパートに避難されている方に、災害救助法に基づく生活必需品を提供しています。

△申請方法

- ①申請書に必要事項を記入し、郵送またはFAX（**FAX** 024-3122-4261）で申請。
②浪江町コールセンター（**TEL** 03-5638-5055）に電話で申請。

※申請書は、役場窓口にあります。また、町ホームページからもダウンロードできます。

※町指定の仮設住宅や県の借り上げ住宅（特例含む）に入居の方は、申請不要です。

▽提供される生活必需品

鍋、やかん、茶碗、こたつ、布団、物干し竿、洗濯洗剤など

▽注意事項

- 申請書を提出してから発送まで、おおむね3週間程度かかります。（発送の際には、業者から連絡があります。）
- 発送商品の内容が、若干変わることがあります。

FAX **TEL** 03-5638-5055
024-3122-4261

「県民健康管理調査」 先行調査

福島県では、放射線の影響による不安の解消や将来にわたる県民の皆さまの健康管理を目的とした「県民健康管理調査」を実施します。

本調査は、今後実施される「基本調査」は、先行的に実施します。「基調査」は、今後実施される「詳細調査」や将来にわたる健康管理の基礎資料となるものです。皆さまの3月11日から25日の行動記録を中心に、放射線による被ばく線量の推計評価などをして、その結果をお一人お一人にお知らせします。

問診票はお一人お一人に発送済みですので、まだ届いていない方は、お問い合わせください。（福島県のホームページからもダウンロードできます。）

県民健康管理チーム

TEL 024-521-8082
(8時30分～19時)

▽問診票の記入に関するこ

福島県立医科大学
県民健康管理調査事務局
TEL 024-549-5130

原子力損害賠償に 関する電話相談窓口

中小企業者向けの相談窓口が福島県商工会連合会内に設置されています。

FAX **TEL** 0120-008-1803
(毎日9時～17時30分)

遺体安置所の変更

6月23日から遺体安置所が変更になりました。

南相馬市スポーツセンター
(南相馬市原町区桜井町二丁目)
TEL 0244-241260
時間 200番地
10時～17時

ごみの出し方

一マナーを 守りましょう

ごみの出し方は、地域によって異なります。

収集日や収集時間、分別方法をよく確認し、マナーを守って出しましょう。

教育委員会からの お知らせ

浪江町教育委員会では、厳しい避難生活の中にある浪江町の子どもたちに義務教育の就学機会を保障することを第一の目的に、避難先の学校への転入学が困難な場合の受け入れ先となる学校を2学期から開校します。

現在通学している学校への継続的な就学を基本としますが、さまざまな事情で浪江小中学校に転入学を希望する皆さまから意向を伺うこととしました。

転入学を希望する保護者の皆さまは、相談をお申し込みください。

△申し込み方法

浪江町教育委員会に直接ご連絡ください。
TEL 080-2807-6951・080-2807-6933

※窓口でも受け付けています。

△申し込み期間

7月19日(火)～22日(金)

△相談日

7月25日(月)～29日(金)

※申し込みの際、希望日をお聞きし、ご連絡します。

【学校の概要】

■浪江町立浪江小学校

▷場所 旧二本松市立下川崎小学校
(二本松市下川崎字三島台1)

▷学級数 全学年各1学級

■浪江町立浪江中学校

▷場所 旧二本松市立針道小学校
(二本松市針道字堤崎25)

▷学級数 全学年各1学級

※特別支援学級は、今後の状況に応じて決定します。

■就学の基本的な考え方

- 子どもたちの安定した教育環境を維持するため、可能であれば現在就学している学校へ引き続き通学することを原則とします。
- 転居に伴う転入学は、当該市町村教育委員会の指定する学校に就学することを原則としますが、個々の事情にも配慮します。
- 浪江小中学校への転入は、子どもたちの状況に応じて柔軟に対処します。スクールバス運行を計画中です。

問 浪江町教育委員会

TEL 080-2807-6951・080-2807-6933

生活家電セット寄贈事業 コールセンター設置

日本赤十字社が実施している「生活家電セットの寄贈事業」のコールセンターが設置されました。

生活家電セット寄贈事業

(土日祝日含む。)

福島県外の民間借上げ 住宅特例措置

民間賃貸住宅等を応急仮設住宅として受け入れている県は次のとおりです。

浪江町民を対象とした年金相談が開催されます。
〈日程表〉

7月20日(水)	9:30~16:00	第4研修室
7月21日(木)		第1研修室
7月27日(水)		第1研修室
7月28日(木)		第1研修室

※場所はすべて福島県男女共生センター 4階です。
問 東北福島年金事務所 TEL 024-534-0444

※応急仮設住宅とは、仮設住宅のほか、民間賃貸住宅、空き家、公営住宅等の借上げ住宅も含みます。

■沖縄県
TEL 間被災者受入対策チーム
090-13794-0530
090-13794-18217

備中です。
7月末から世帯単位で1次配
分の際に指定された口座に順次
振り込みをする予定です。振込

口座を変更したい世帯は、1次
配分の申請者がご連絡ください。
▽**配分金額**
国、県から配分のあつた総額

■福島県県外避難者支援担当
TEL 024-523-4157

東京電力 「追加仮払補償金」

福島第一原子力発電所の事故に伴い、避難を余儀なくされた方々へ、東京電力から「追加仮払補償金」が支払われます。

人さまごとに避難等の期間と状況に応じて、10万～30万円の範囲で支払われます。請求書類は、前回の「仮払補償金」を請求した世帯主や世帯の代表者の方に東京電力から避難先へ郵送されます。前回の「仮払補償金」以降、避難先が変わられた方は、東京電力までご連絡ください。

問 福島原子力補償相談室
TEL (コールセンター) 0120-926-400
(午前9時～午後9時)

義援金の2次配分

義援金の2次配分は、新聞などで報道されていますが、現在配分金額や基準、方法などを準

内部被ばく検査

福島県から浪江町に2、000名分の内部被ばく検査が割り当てられました。妊婦と高校生までの子どもを優先的に実施します。

問健康福祉班（健康係）
Tel 0243-62-0122

JJAふたばにより農畜産物損害賠償手続きの説明会が開催されます。農業者の方は、お近くの会場へお越しください。

国民健康保険への加入

国民健康保険への加入を希望される方は、申請の際に「社会保険等資格喪失証明書（原本）」が必要です。
郵送での申請もできますので、「資格異動届」を浪江町コールセンターに請求し、必要書類を添え提出してください。（窓口での申請も可能です。）

※郵便番号
二本松市郭内一丁目196-1
浪江町役場二本松事務所健康
祉班国保年金係宛
問浪江町コールセンターネ
03-5638-5055

※福島県弁護士会による原発事故損害賠償説明会の際に配布された「福島原子力災害被害者・記録ノート」を同封していますので、ご活用ください。

開催日	開催場所	開催時間
7月19日 (火)	いわき市労働福祉会館 (いわき市平字堂ノ前22)	
7月20日 (水)	猪苗代農村環境 改善センター (猪苗代町城南100)	午前10時 ・ 午後2時
	杉妻会館 (福島市杉妻町3-45)	
7月21日 (木)	パレスかねすい (一本松市向田作18-11)	